

京都市災害救助法施行細則を公布する。

令和2年4月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 1 号

京都市災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法施行令（以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、災害救助法（以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第2条 令第3条第1項に規定する救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）に定める救助の程度、方法及び期間とする。

(物資等の保管等に関する公用令書等)

第3条 省令第1条第1項及び第2項に規定する公用令書（以下「物資等公用令書」という。）の様式は、第1号様式の1から第1号様式の4までによる。

2 省令第1条第4項に規定する公用変更令書（以下「物資等公用変更令書」という。）の様式は、第2号様式による。

3 省令第1条第5項に規定する公用取消令書（以下「物資等公用取消令書」という。）の様式は、第3号様式による。

4 市長は、物資等公用令書、物資等公用変更令書及び物資等公用取消令書（以下「物資等公用令書等」という。）を交付したときは、当該物資等公用令書等を受けた者に対し、直ちに物資等公用令書等受領書（第4号様式）の提出を求めるものとする。

5 市長は、強制物件台帳（物資等公用令書等により命じた内容を管理するために必要な事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を整備するものとする。

6 市長は、物資等公用令書を交付したときは、強制物件台帳に当該物資等公用令書に係る物資、施設、土地又は家屋（以下「物資等」という。）の所有者の氏名、当該物資等公

用令書に記載された事項その他必要な事項を記録するものとする。

7 市長は、物資等公用変更令書を交付したときは、強制物件台帳に変更した事項及び変更した理由を記録するものとする。

8 市長は、物資等公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に物資等公用令書により保管を命じた物資、収用する物資、管理する施設又は使用する土地、家屋若しくは物資を必要としなくなった理由を記録するものとする。

(受領調書)

第4条 省令第2条第3項に規定する受領調書(以下「受領調書」という。)の様式は、第5号様式による。

2 省令第2条第2項の規定により収用し、又は使用すべき物資等の引渡しを受けた職員が同条第3項の規定に基づき受領調書を作成するときは、当該物資等の所有者又は権原に基づき当該物資等を占有する者に対し、受領調書の作成に立ち会うことを求めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(損失補償請求書等)

第5条 省令第3条第1項に規定する損失補償請求書の様式は、第6号様式による。

2 市長は、損失補償請求書の提出があったとき及び当該損失補償請求書による請求に対し損失の補償を行ったときは、請求に係る物資等の種類、請求額、請求者、補償額、補償をした年月日その他必要な事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(従事命令に関する公用令書等)

第6条 省令第4条第1項に規定する公用令書(以下「従事公用令書」という。)の様式は、第7号様式による。

2 省令第4条第3項に規定する公用取消令書(以下「従事公用取消令書」という。)の様式は、第8号様式による。

3 市長は、従事公用令書及び従事公用取消令書(以下「従事公用令書等」という。)を交付したときは、当該従事公用令書等を受けた者に対し、直ちに従事公用令書等受領書(第9号様式)の提出を求めるものとする。

4 市長は、救助従事者台帳(従事公用令書により従事を命じた内容を管理するために必要な事項を記載した書面又は電磁的記録をいう。以下同じ。)を整備するものとする。

5 市長は、従事公用令書を交付したときは、救助従事者台帳に当該従事公用令書により

命令を受ける者の氏名、職業、従事すべき救助業務その他必要な事項を記録するものとする。

6 市長は、従事公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、従事公用令書を交付した者につき従事を要しないこととする旨及び従事させることを適当でないと認める理由を詳細に記録するものとする。

(救助に関する業務に従事することができない場合の届出等)

第7条 省令第4条第2項の規定による届出は、従事不能届（第10号様式）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合 医師の診断書

(2) 天災その他避けることができない事故により従事することができない場合 国、他の地方公共団体及びその他の公共団体又はこれらの機関が天災その他避けることができない事故により従事することができないことを証明する書類

(実費弁償)

第8条 令第5条に規定する実費弁償の額は、別に定める。

(実費弁償請求書)

第9条 省令第5条に規定する実費弁償請求書の様式は、第11号様式による。

(身分証明書)

第10条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項に規定する身分を示す証票の様式は、第12号様式のとおりとする。

(扶助金の支給基礎額)

第11条 令第8条第2項第2号及び第3号に規定する都道府県知事等が定める額は、別に定める。

(扶助金支給申請書等)

第12条 省令第6条第1項に規定する扶助金支給申請書の様式は、第13号様式による。

2 令第10条第1項に規定する休業扶助金の支給の申請は、扶助金支給申請書に負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができなかつたことを詳細に記載した書類を添えて提出しなければならない。

3 令第15条に規定する打切扶助金の支給の申請は、扶助金支給申請書に療養の経過、負傷又は疾病の症状、治癒までの期間等に関する医師の意見書を添えて提出しなければ

ならない。

4 法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者が法第12条の規定により扶助金の支給を申請するときは、扶助金支給申請書に市長が法第8条に基づく命令をした旨の証明書を添えて提出しなければならない。

(補則)

第13条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、行財政局防災危機管理担当局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式の1（第3条関係）

公 用 令 書			
年 月 日			
公用令書の交付を受ける者			
住所（法人その他の団体にあつては，主たる事務所の所在地）			
氏名（法人その他の団体にあつては，その名称及び代表者の氏名）			
様			
京都市長 印			
災害救助法第9条第1項の規定により，下記の物資の保管を命じる。			
物資の種類	数 量	所 在 の 場 所	保 管 の 期 間

第1号様式の4（第3条関係）

公 用 令 書						
公用令書の交付を受ける者 住所（法人その他の団体にあつては，主たる事務所の所在地） 氏名（法人その他の団体にあつては，その名称及び代表者の氏名） <div style="text-align: right; padding-right: 50px;">年 月 日</div>						
様						印
京都市長						
災害救助法第9条第1項の規定により，下記の土地，家屋及び物資を使用する。						
区分	種類	数量	所在の場所	使用の範囲	使用の期間	引渡し時期

備考 「区分」の欄には、「土地」、「家屋」又は「物資」のいずれかを記入すること。

第2号様式（第3条関係）

公 用 変 更 令 書		
年 月 日		
公用変更令書の交付を受ける者 住所（法人その他の団体にあつては，主たる事務所の所在地） 氏名（法人その他の団体にあつては，その名称及び代表者の氏名） <div style="text-align: right;">様</div>		
京都市長 印		
災害救助法第9条第1項の規定により交付した公用令書（ 年 月 日 号）の内容を次のとおり変更したので，災害救助法施行規則第1条第4項 の規定により，これを交付する。		
変 更 し た 事 項	変 更 の 内 容	
	変 更 前	変 更 後

第3号様式（第3条関係）

公 用 取 消 令 書	
	年 月 日
公用取消令書の交付を受ける者	
住所（法人その他の団体にあつては，主たる事務所の所在地）	
氏名（法人その他の団体にあつては，その名称及び代表者の氏名）	
	様
	京都市長 印
災害救助法第9条第1項の規定により交付した公用令書（ 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 保管を命じた物資 <input type="checkbox"/> 収用する物資 <input type="checkbox"/> 管理する施設 <input type="checkbox"/> 使用する土地, 家屋又は物資	号) により を必要としなくなったので，災害
救助法施行規則第1条第5項の規定により，これを交付する。	

注 該当する□には，✓印がしてあります。

第4号様式（第3条関係）

受	領	書
(宛先) 京 都 市 長	年 月 日	
受領者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）	受領者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）	⑩
	電話番号	—

<input type="checkbox"/> 公用令書（ 年 月 日 号）
<input type="checkbox"/> 公用変更令書（ 年 月 日 号） を受領しました。
<input type="checkbox"/> 公用取消令書（ 年 月 日 号）

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第5号様式（第4条関係）

受 領 調 書	
年 月 日	
受領者の氏名 (京都市職員)	記名押印又は署名 ⑩
立会人の氏名	記名押印又は署名 ⑩
災害救助法第9条第1項の規定により収用し，又は使用する物資を下記のとおり受領した。	
受領した物資の種類及び数量	
受領した年月日	
受領した場所	
その他必要と認める事項	

備考 受領者は，受領調書を2通作成し，1通を立会人に交付し，他の1通を市長に提出すること。

第6号様式（第5条関係）

損 失 補 償 請 求 書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
請求者の住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	請求者の氏名(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) <div style="text-align: right;">⑩ 電話番号 ー</div>

災害救助法第9条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり請求します。	
交付を受けた公用令書の番号	号
公用令書の交付を受けた年月日	年 月 日
請 求 金 額	円
請 求 の 内 訳	<input type="checkbox"/> 別紙損失補償額算出明細書及び受領調書の写しのとおり <input type="checkbox"/> 次のとおり

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第7号様式（第6条関係）

公 用 令 書			
年 月 日			
公用令書の交付を受ける者			
住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）			
様			
年 月 日生			
職業			
京都市長			印
災害救助法第7条第1項の規定により、次のとおり従事することを命じる。			
従事すべき救助業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
出頭すべき日時及び場所			

注1 この公用令書に従い出頭するときは、この公用令書を持参してください。

2 やむを得ない事故により救助の実施に従事することができないときは、従事不能届に必要な書類を添えて市長に届け出てください。

3 従事不能届を提出せずに従事すべき救助業務に従事しないときは、災害救助法第32条第1号の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

備考 法人その他の団体に公用令書を交付するときは、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を別紙に記載すること。

第8号様式（第6条関係）

公 用 取 消 令 書		
		年 月 日
公用取消令書の交付を受ける者		
住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）		
氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）		
		様
		年 月 日生
職業		
	京都市長	印
災害救助法第7条第4項において準用する同法第5条第2項の規定により公用令書（ 年 月 日 号）を交付した者は、従事させることを適当でないと認めるので、災害救助法施行規則第4条第3項後段の規定により、これを交付する。		

第9号様式（第6条関係）

受	領	書
(宛先) 京 都 市 長	年 月 日	
受領者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）	受領者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）	
	電話番号	— ⑩

次のとおり <input type="checkbox"/> 従事公用令書 <input type="checkbox"/> 従事公用取消令書 を受領しました。	
受領した公用令書の番号	年 月 日 号
受領した日時	年 月 日 () 時 分 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第10号様式（第7条関係）

従 事 不 能 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)	届出者の氏名(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 電話番号 — ⑩

災害救助法第7条第4項において準用する同法第5条第2項の規定により公用令書 (年 月 日 号)の交付を受けましたが、次の事由により救助に関する業務に従事することができないため、関係書類を添えて届け出ます。	
従事することができない事由	<input type="checkbox"/> 負傷又は疾病 <input type="checkbox"/> 天災その他避けることができない事故

注1 該当する□には、√印を記入してください。

- 2 従事することができない事由を証明する書類として、負傷又は疾病により従事することができない場合にあつては医師の診断書を、天災その他避けることができない事故により従事することができない場合にあつては国、他の地方公共団体及びその他の公共団体又はこれらの機関が天災その他避けることができない事故により従事することができないことを証明する書類を添付してください。

第11号様式（第9条関係）

実 費 弁 償 請 求 書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
請求者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	請求者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">⑩ 電話番号 —</div>

災害救助法第7条第5項の規定により、次のとおり請求します。	
交付を受けた公用令書	号
公用令書の交付を受けた年月日	年 月 日
請 求 金 額	円
内 訳	別紙明細書のとおり
従事した業務	
従事した期間	
従事した場所	

第12号様式（第10条関係）

	第	号
身分証明書		
所 属		
職 名		
氏 名		
	年	月 日生
上記の者は、災害救助法第10条第1項及び第2項の規定により立入検査を行うものであることを証明します。		
	年	月 日
	京都市長	印

第13号様式（第12条関係）

扶 助 金 支 給 申 請 書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">⑩ 電話番号 —</div>

災害救助法第12条の規定に基づき	<input type="checkbox"/> 療養扶助金 <input type="checkbox"/> 休業扶助金 <input type="checkbox"/> 障害扶助金 <input type="checkbox"/> 遺族扶助金 <input type="checkbox"/> 葬祭扶助金 <input type="checkbox"/> 打切扶助金	の支給を申請します。		
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所				
負傷、疾病又は死亡の原因				
傷病名、疾病の程度及び身体の状況				
公用令書の番号				
死亡した従事者又は協力者の配偶者及び当該従事者又は当該協力者の収入により生計を維持していた者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考

注1 該当する□には、✓印を記入してください。

2 遺族扶助金又は葬祭扶助金の支給を申請するときは、「死亡した従事者又は協力者の配偶者及び当該従事者又は当該協力者の収入により生計を維持していた者」の欄に記入してください。